

このページから

福祉 (ふくし)



こんなときは…

こま
お困りのときのために、
さまざまなサービスがあります。

サービスの内容は9～16ページ

利用したいサービスが見つかったら、まずは、相談からはじめてみましょう。
サービスによって手続きがちがう場合がありますが、相談のときに教えてもらえます。
くわしくは、お住まいの区の保健福祉課まで(うら表紙に一覧があります)。

《サービス利用までのながれ》

1 相談・申込み

お住まいの区の保健福祉課、またはお近くの相談支援事業所に相談します。
利用したいサービスが決まったら、区の保健福祉課に申込みをします。



2 利用計画案の作成依頼

相談支援事業所に依頼して、あなたがどうしたいか、生活で困っていることなどをもとに、サービスの「利用計画案」を作ってもらいます。
(利用計画案は自分で作ることもできます。)



3 調査・認定

区の調査員が、お家に行って、今の暮らしなどについて質問をします。
この調査結果などをもとに、「障害支援区分」が認定されます。

「障害支援区分」
について

どのくらいのサービスがひつようかをあらわす6段階の区分(区分1～6)です。
※区分がなくても利用できるサービスがあります。まずは相談してください。

4 利用計画案の提出

相談支援事業所、または自分が作った「利用計画案」を区の保健福祉課に提出します。

次のページ 5 にすすみます。

5 受給者証の発行



利用できるサービスなどが書かれた、受給者証が届きます。

6 事業所と契約

あなたが気に入った、サービス事業所を選んでください。
受給者証を事業所に見せて、サービス利用の契約をします。

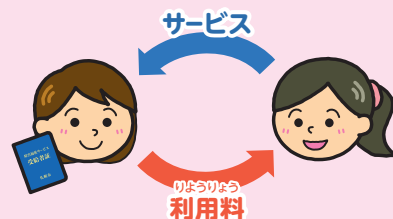
ねが
います



サービス事業所は、区の保健福祉課や相談支援事業所で教えてくれます。

7 サービスの利用

契約にもとづいて、サービスを利用します。
サービスを利用したら、事業所に利用料を支払います。



《利用料はどれくらいかかるの…?》

利用料は、ひと月の上限が決まっているので、安心してサービスを利用することができます。収入が少ないときや、生活保護を受けているときは、利用料が0円になります。

あんしん
安心!



- 利用者が負担する金額は、市民税の課税状況などで変わります。
- 受けるサービスによっては、利用料の他に食費・水道光熱費などがかかることがあります。
- 施設ではなく、お家で生活している方の場合は下の表の金額になります。

市民税の課税状況など		負担額 の上限 ／月額
生活保護世帯		0円 （負担なし）
市民税非課税世帯		
市民税課税世帯	所得割16万円未満 (18歳未満は28万円未満)	9,300円 (18歳未満は4,600円)
	上記以外の方	37,200円

いろいろなサービスの利用料を支払った場合は、払い戻されることがあります。
(高額障害福祉サービス等給付費)

¥



サービスを利用したときの負担額の合計が基準額より多い場合は、多かった分が払い戻されます。また、一定の要件を満たす65歳以上の方は、介護保険サービスの利用料が払い戻されることがあります。

サービスを利用したときには、かならず「領収書」を受け取り、大切に保管しておくようにしましょう。

食事やお風呂など身の回りのお手伝いがひつようなときは

● 居宅介護 | | | | | | | |---|---|---|---|----|---| | A | △ | B | △ | B- | △ | |---|---|---|---|----|---|

ホームヘルパーがお家に行き、食事やお風呂、トイレなどの身体介護や、調理・掃除など家事のお手伝いをします。

《こんな方が利用できます》

- * 障害支援区分が1以上の方
- * 障がいのある18歳未満の児童



● 重度訪問介護 | | | | | | | |---|---|---|---|----|---| | A | △ | B | △ | B- | △ | |---|---|---|---|----|---|

ホームヘルパーがお家に行き、食事やお風呂、トイレなどの身体介護や、調理・掃除など家事のお手伝いの他、外出時の介護など総合的な支援や、入院中のコミュニケーション支援をします。

《こんな方が利用できます》

- * 強度の行動障がいがある、障害支援区分が4以上の方
- * 入院中のコミュニケーション支援は、障害支援区分が6の方



● 重度障害者等包括支援 | | | | | | | |---|---|---|---|----|---| | A | △ | B | △ | B- | △ | |---|---|---|---|----|---|

寝たきりの状態にあるなど、とくに介護のひつようがある方のために、ホームヘルパーがお家に行き、さまざまな支援をします。

《こんな方が利用できます》

- * 障害支援区分が6の方または、障がいのある18歳未満の児童のうち、①または、②の方
- ① 四肢麻痺等があり寝たきりで、最重度の知的障がいのある方
- ② 強度の行動障がいがある、知的障がいまたは、精神障がいのある方



● 短期入所 (ショートステイ) | | | | | | | |---|---|---|---|----|---| | A | △ | B | △ | B- | △ | |---|---|---|---|----|---|

お家で介護をしてくれている人が病気になってしまったときなどは、一時的に、夜間もふくめ、施設や事業所がかわりにひつような支援をします。

《こんな方が利用できます》

- * 障害支援区分が1以上の方
- * 障がいのある18歳未満の児童



おひとりで出かけることがむずかしいときは

●行動支援



行動するときに自分で判断するのがむずかしい方が、行動するときに危険がないよう、ひつような支援をします。



《こんな方が利用できます》

- * 強度の行動障がいがある、障害支援区分が3以上の方
- * 強度の行動障がいがある、18歳未満の児童

●移動支援



外出や移動が困難な方に対し、社会生活上ひつような外出および余暇活動や社会参加のための外出支援をします。

《こんな方が利用できます》

- * 外出や移動が困難な障がいのある方
- * 外出や移動が困難な障がいのある18歳未満の児童



入院中のコミュニケーションがうまくいかないときは

●入院時コミュニケーション支援



ホームヘルパーが、病院の方とのコミュニケーションをお手伝いします。

《こんな方が利用できます》

- * 強度の行動障がいがある、障害支援区分が4以上の方



昼間にさまざまな訓練などを受けたいときは

●生活介護



つねに介護がひつような方に、昼間、お風呂やトイレ、食事などの介護や、その他生活にかかわる相談および支援などをします。また、創作的活動や生産活動の機会をつくるなどの支援をします。

《こんな方が利用できます》

- * 障害支援区分が3以上の方 (50歳以上の方は区分2以上)

※ 35ページの「仕事をするための支援」のサービスもご利用できます。



● 自立訓練(生活訓練) A △ B △ B- △

自分のちからで地域で生活できるよう一定の期間、訓練をしたり、相談や援助などの支援をします。

《こんな方が利用できます》

*施設・病院から退所・退院、特別支援学校を卒業、または継続した通院により障がいの状態が安定した方



施設や病院を出て、地域で生活したいときは

● 地域移行支援 A △ B △ B- △

障害者支援施設や精神科病院、矯正施設などから退所・退院して地域で生活をする方に、住む場所の手続きなど、さまざまな支援をします。

《こんな方が利用できます》

*障害者支援施設や児童福祉施設に入所している方
*精神科病院に入院している精神障がいのある方
*刑務所などに入所している方で、保護観察所から特別な支援が必要だと判断された方



● 地域定着支援 A △ B △ B- △

ひとりぐらしをする方などに、いつも連絡がとれるようにして、緊急時の相談や支援をします。

《こんな方が利用できます》

*施設・病院から退所・退院して、ひとりぐらしをする方
*家族との同居から、ひとりぐらしをする方
*地域生活が不安定な方



● 自立生活援助 A △ B △ B- △

ひとりぐらしを始めた方などの居宅を定期的に訪問し、家事や体調管理などの相談や助言などの支援をします。

《こんな方が利用できます》

*施設・病院などから退所・退院して、ひとりぐらしをする方
*同居する家族の障がいや病気などにより、家族による支援が見込めない方



お家で生活することがむずかしいときは

●施設入所支援 | | | | | | | |---|---|---|---|----|---| | A | △ | B | △ | B- | △ | |---|---|---|---|----|---|

施設に入所する方に、おもに夜間と休日のお風呂やトイレ、食事の介護、その他生活にかかわるさまざまな支援をします。



《こんな方が利用できます》

- * 昼間、生活介護を利用する方 (障害支援区分が4以上/50歳以上の方は区分3以上)
- * 昼間、自立訓練 (機能訓練・生活訓練) または、就労移行支援を利用する方

●共同生活援助 (グループホーム) | | | | | | | |---|---|---|---|----|---| | A | △ | B | △ | B- | △ | |---|---|---|---|----|---|

夜間および休日、グループホームで共同生活をする方に、相談、お風呂やトイレ、食事の介護、洗濯や掃除などの家事、その他生活にかかわる支援をします。



《こんな方が利用できます》

- * 障がいのある方 (ただし、お風呂やトイレ、食事の介護がひつような方は障害支援区分1以上)

●宿泊型自立訓練 | | | | | | | |---|---|---|---|----|---| | A | △ | B | △ | B- | △ | |---|---|---|---|----|---|

自分のちからで地域で生活できるよう一定の期間、生活する部屋やその他の設備を用意して、寝泊まりをしながら家事訓練や、相談やその他生活にかかわるさまざまな支援をします。



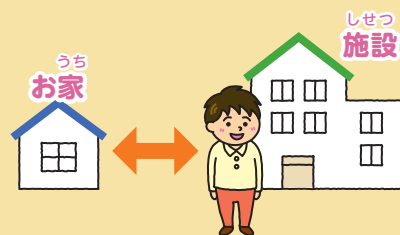
《こんな方が利用できます》

- * 昼間、一般就労や障害福祉サービスを利用している方で、地域で生活するための訓練や支援がひつような方

自分に合った施設を利用しましょう!

●障がい者通所施設(生活介護・自立訓練(生活訓練))

お家から施設にかよって、おもに昼間、さまざまな活動をしたり支援を受けることができます。リハビリや作業、地域交流など、支援の内容は施設によって変わります。



●障がい者入所施設(施設入所支援)

お家を出て、施設の中で生活をしながらさまざまな支援を受けられます。障がいの重い方や、お家から施設にかようことがむずかしい方が利用できます。



●共同生活住居(グループホーム)

まだひとりぐらしは不安があるという方などが、一定の支援を受けながら、集団で生活をする場所です。障がい者施設ではなく、地域の中のアパート・マンション・一戸建てなどを利用しています。ひとりぼっちになることを防いだり、共同生活によって障がい安定したりします。



福祉用具がひつような方への支援

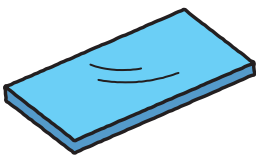
●日常生活用具



障がいによる生活での困難を補助するための用具で、一般的に普及していない用具を給付します。

《こんな方が制度を利用できます》

*児童相談所、または、障がい者更生相談所によって、障がいの程度が「重度」または「最重度」と判定された方

対象となる日常生活用具の種類		※年齢または世帯構成により、もらえない場合があります。	
●特殊マット 	床ずれの防止、または失禁などによる汚れなどを防止するためのマット(寝具)にビニールなどの加工をしたものです。	●頭部保護帽 	転んだり、ほっさなどで倒れたときに、頭の部分を守るための帽子です。
●特殊便器 	温水・温風を出すことのできる機能があり、便器の取り替えに住宅改修のひつようがないもの。	●火災警報器 	室内の火災を、けむり、または熱で感知して、音や光で知らせ、屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの。 ※世帯構成の条件あり

● 自動消火器



室内温度の異常上昇や、炎の接触で、自動的に消火液を噴射して、初期火災を消すことができるもの。

※世帯構成の条件あり

● 電磁調理器



知的障がいや視覚障がいのある方が、あんぜんでかんたんに使うことができるもの。

※18歳以上

知的障がいにくわえて、肢体不自由などの身体障がいもある方

上記の日常生活用具の他にも、肢体・体幹機能や、排便・排尿機能などの障がいを補助する、さまざまな種目があります。給付できる用具については、お住まいの区の保健福祉課に確認してください。

《制度利用者の負担の割合》※市民税の課税金額が条件をこえる場合は、制度を利用できません。

生活保護世帯	0円(負担なし)
市民税非課税世帯	
市民税課税世帯	利用額の1割(負担額の上限 37,200円/月額)

給付の申請には、札幌市の委託業者の見積書など、ひつような書類があります。くわしくは、お住まいの区の保健福祉課まで(うら表紙に一覧があります)。

● 福祉用具展示ホール

だれもが安心して快適に暮らせるために、福祉用具・介護用品などの展示や情報提供をしています。展示品は、実際にさわったり、試してみることができます。また、毎月第2土曜日(8~10月を除く)は福祉用具や介護・健康に関するセミナーを開催しています。

● 福祉用具リサイクル

不要になった福祉用具をゆずりたい方、ひつようとしている方の情報を登録して、条件が合った方にはおたがいの住所・お名前をお知らせし、当事者同士で話を進めます。

※肌に直接ふれるもの(ポータブルトイレ、尿器、入浴用品など)は1度も使っていないものに限りま。

利用は無料です

ただし、運搬や修理などにかかるお金は、ゆずってもらう方の負担となります。

くわしくは、札幌市社会福祉協議会 福祉用具展示ホールまで。

【展示利用時間】月~金曜日は9時~17時、第2土曜日は9時~12時まで

※土曜日(第2土曜日をのぞく)、日曜・祝日、年末年始は休み

中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター4階 でんわ 614-3345 (内線 426)

その他のサービス

● 日中一時支援 | | | | | | | |---|---|---|---|----|---| | A | ○ | B | ○ | B- | ○ | |---|---|---|---|----|---|

昼間、介護者が、さまざまな理由で介護ができない時には、一時的に事業所がかわりに見守り、活動の場の提供や、さまざまな支援をします。

《こんな方が利用できます》

* 昼間、介護者がいないため、一時的に見守りなどの支援が
ひつようとなる知的障がいのある方



※ 補助基準の1割にあたる金額、および食費・光熱水費・教材費などの料金がかかります。
くわしくは、各日中一時支援事業所まで。

● 紙おむつの支給 | | | | | | | |---|---|---|---|----|---| | A | △ | B | × | B- | × | |---|---|---|---|----|---| ※3歳以上

在宅で重度の障がいがあり、つねに紙おむつを使用している方に、月に1回6,500円以内の紙おむつを自宅に配達します。グループホームや福祉ホームを利用されている方は、契約内容によって、支給対象外となる場合があります。



※ 生活保護を受けている方以外は利用額の1割が負担となります。
くわしくは、お住まいの区の保健福祉課まで(うら表紙に一覧があります)。

知的障がいのあるお子様へのさまざまな訓練

● 障害児入所支援 | | | | | | | |---|---|---|---|----|---| | A | △ | B | △ | B- | △ | |---|---|---|---|----|---| ※18歳未満



● 福祉型障害児入所施設 … 児童相談所で入所が適当と判断したお子様

施設に入所し、日常生活の指導や、知識技能の学習活動を行います。

● 医療型障害児入所施設・指定医療機関 … 児童相談所で入所が適当と判断したお子様

施設に入所し、日常生活の指導や、知識技能の学習活動および治療などをします。

※ 利用者が負担する金額は、市民税の課税状況などで変わります。

利用者が負担する金額を少なくするために、減免などの制度もあります。

くわしくは、札幌市児童相談所まで。

中央区北7条西26丁目 札幌市児童福祉総合センター内 **でんわ 622-8630**

しょうがい じ しょうしよ しえん
●障害児通所支援



さい みまん
※18歳未満

じどう はったつ しえん しゅうがく こさま
●児童発達支援 … 就学していないお子様へのサービス

にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しゅうとく しゅうだんせいかつ てきおう しえん いちぶ じどう
日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応などのための支援をします。また、一部の児童
たい たい りがく りょうほう しえん
に対して理学療法などの支援をします。

いりょう がた じどう はったつ しえん しゅうがく したい ふじゅう こさま
●医療型児童発達支援 … 就学していない肢体不自由のあるお子様へのサービス

にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しゅうとく りがく りょうほう しえん
日常生活における基本的な動作の習得、理学療法などの支援などをします。

ほうかご とう しゅうがく こさま
●放課後等デイサービス … 就学しているお子様へのサービス

せいかつのうりよく こうじょう しえん ちいき こうりゅうそくしん しえん
生活能力の向上のためにひつような支援、地域との交流促進のための支援などをします。

ほいくしょ とう ほうもん しえん ほいくしょ ようちえん しょうがっこう かよ こさま
●保育所等訪問支援 … 保育所・幼稚園・小学校などに通うお子様へのサービス

せんもんしよくいん ほいくしょ ほうもん しゅうだんせいかつ しえん じよげん
専門職員が保育所などを訪問し、集団生活にひつような支援やスタッフへの助言などをします。

きょたく ほうもん がた じどう はったつ しえん がいしゅつ こんなん こさま
●居宅訪問型児童発達支援 … 外出することが困難なお子様へのサービス

きょたく ほうもん にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しゅうとく しゅうだんせいかつ てきおう しえん
居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応などのための支援をします。

りょうしや ふたん きんがく しみんぜい かぜい じょうきよう か
利用者が負担する金額は、市民税の課税状況などで変わります。

しみんぜい かぜい じょうきよう 市民税の課税状況など		ふたながく じょうげん げつがく 負担額の上限／月額
せいかつ ほご せたい 生活保護世帯		0 ^{えん} 円 (負担なし) ^{ふたん}
しみんぜい ひかぜい せたい 市民税非課税世帯		
しみんぜい かぜい せたい 市民税課税世帯	しよとくわり まんえん みまん 所得割28万円未満	4,600 ^{えん} 円
	じょうき いがい かた 上記以外の方	37,200 ^{えん} 円



てつづ そうだん しえん じぎょうしよ つく りょう けいかく あん じぶん つく
手続きには、相談支援事業所が作る利用計画案がひつようとなります。(自分で作ることも
できます。)くわしくは、お住まいの区の保健福祉課まで(うら表紙に一覧があります)。

りょうりょう しはら ばあい はら もど
いろいろなサービスの利用料を支払った場合は、払い戻されることがあります。
(高額障害児通所給付費・高額障害児入所給付費)



りょう ふたながく ごうけい きじゅんがく おお ばあい おお ぶん はら もど
サービスを利用したときの負担額の合計が基準額より多い場合は、多かった分が払い戻されます。

りょう りょうしゅうしよ う と たいせつ ほかん
サービスを利用したときには、かならず「領収書」を受け取り、大切に保管しておくようにしましょう。